

離島活性化交付金事業実施要綱

	平成25年5月20日	国国離第23-1号
改正	平成26年2月6日	国国離第82号
改正	平成27年2月3日	国国離第46号
改正	平成28年4月1日	国国離第56号
改正	平成29年4月3日	国国離第59号
改正	平成30年4月2日	国国離第50号
改正	平成31年4月1日	国国離第59号
改正	令和3年1月28日	国国離第47号
改正	令和4年4月1日	国国離第32号
改正	令和5年4月1日	国国離第35号
改正	令和6年4月1日	国国離第103号

(目的)

第1条 この要綱は、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。

(事業の実施地域)

第2条 離島活性化交付金事業（以下「本事業」という。）は、離島振興法第2条の規定に基づき指定された「離島振興対策実施地域」を対象とする。

(事業の対象)

第3条 本事業は次に掲げる事業を対象とする。

(1) 定住促進事業

地域における創意工夫を活かしつつ、産業の活性化及び離島への移住を推進するために必要となる次のアからキまでの事業。

ア 産業活性化事業

- ① 戦略産品開発（戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等）
- ② 輸送支援（戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費支援）
- ③ 企業誘致・創業等促進（企業誘致に向けた調査・基本戦略・計画立案、相談窓口設置・情報提供、実施主体の運営、コーディネーター招聘、島内人材のスキルアップ、モニターツアーの実施、企業マッチング、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援等）

イ 定住誘引事業（定住情報の提供）

U・J・I ターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供、定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供等

ウ 流通効率化事業

海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある以下の機材の導入であって、離島の流通に限定して利用するものを対象とする。

ただし、③は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年4月27日法律第33号）の別表に掲げられている地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）に限る。

- ① コンテナ（冷凍、冷蔵含む。）、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫その他これらに類する機材
- ② 物資運搬船等の改良（保冷施設の設置等）
- ③ 遠隔離島の流通に必要な製品の品質管理に資する機材等
- ④ 付属設備

エ デジタル技術等新技術活用促進事業

デジタル等の新技術を導入することにより地域課題の解決を図る以下のような取組を対象とする。

- ① ドローン等を活用した物流確立
- ② グリーンスローモビリティ等の導入
- ③ 遠隔診療の導入
- ④ 遠隔教育の導入
- ⑤ 再生可能エネルギーの活用
- ⑥ 介護、防災等の省力化に向けたセンサー技術の導入
- ⑦ その他のデジタル技術等新技術活用促進事業

オ 小規模離島等生活環境改善事業

人口減少により支障が生じている小規模離島等の住民の生活環境を改善する以下の取組を対象とする。

- ① 買い物支援（共同組織の組成・運営、店舗の開設・運営、移動販売の実施、商品の運搬・管理、受注管理システムの構築等）
- ② 高齢者等の送迎支援（共同組織の組成・運営、地域コミュニティ等による高齢者等の送迎体制の構築・送迎の実施、送迎時の介助等の実施、緊急通報システム等の構築等）
- ③ その他の日常生活機能の補完に係る支援

カ 安全安心向上事業

防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定、防災機能強化のための設備等

キ その他の定住促進に資する事業

(2) 交流促進事業

島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる、次のアからウまでの事業。

ア 地域情報の発信（パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等）

イ 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり（インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修、交流の場を提供するために必要となるプログラムの作成、先進事例調査、観光地域づくり推進主体の立上げ、関係人口創出に向けた中間支援組織の立上げ、施設整備（衛生環境の改善のためのトイレの改修等（洋式化、バリアフリー化。新設は支援対象外）に限る）等）

ウ 島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進（離島留学（寄宿舎の整備を含む）、体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー、コンサート、農林水産業体験事業、関係人口案内所等でのイベントの実施等）

（事業の要件）

第4条 本事業は、原則として第6条に規定する離島活性化事業計画を作成する都道府県又は市町村の区域内で実施するものとし、次の要件をいずれも満たすものとする。

なお、営利をその本来の目的とする事業は、これを認めないものとする。

- （1）離島地域の発展、活性化に寄与するものであること。
- （2）事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること。
- （3）既存施設の有効利用に努めるなど、事業費は必要最小限のものとなるよう考慮された事業であること。

（事業実施主体）

第5条 本事業の事業実施主体は次のとおりとする。なお、施設の管理運営に当たっては、都道府県又は市町村に管理運営委員会を設置し、民間委託等管理運営の効率化を図ることとする。

- （1）離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県（以下「都道府県」という。）
- （2）離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。以下「市町村」という。）
- （3）民間団体（都道府県又は市町村に存する経済団体（商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等）、民間事業者、その他必要に応じ地域関係者）

（離島活性化事業計画の作成）

第6条 本事業の実施にあたっては、都道府県又は市町村が主体となり離島活性化事業計画（以下「活性化計画」という。）を作成するものとする。都道府県が活性化計画を作成した場合は、これを国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。市町村が活性化計画を作成した場合は、都道府県に提出するものとする。都道府県は、市町村から活性化計画の提出を受けた場合は、これを国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

なお、活性化計画は、原則として離島ごとに作成するものとする。

- 2 都道府県は、市町村から活性化計画の提出があったときは、離島振興計画との整合性を確認し、必要に応じて、市町村に対して活性化計画の修正について意見を述べるができるものとする。
- 3 国土交通大臣は、活性化計画の提出があったときは、以下の内容を審査し、活性化計画の承認を行うものとする。
 - （1）活性化計画が離島振興計画と整合性があること。

- (2) 離島活性化交付金等事業計画に位置付けられていること。
 - (3) 活性化計画の内容が、当該地域の活性化に関し有効かつ効果的であること。
- 4 都道府県又は市町村が、活性化計画の内容について重要な変更を行う場合には、変更後の活性化計画を作成する。都道府県が変更後の活性化計画を作成した場合は、国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。市町村がこれを作成した場合は、都道府県に提出するものとする。都道府県は、市町村から変更後の活性化計画の提出を受けた場合には、これを国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(離島活性化協議会の設置)

第7条 本事業の事業実施主体が民間団体の場合、次の離島活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置しなければならない。

- (1) 協議会の構成員は、民間団体及び、都道府県又は市町村とする。
 - (2) 協議会は、運営に係る規約を定めなければならない。
 - (3) 協議会は、活性化計画を推進しなければならない。
- 2 協議会の構成員である都道府県又は市町村は、本事業が適切に実施され、活性化計画に定める目標等が着実に達成されるよう、監督、助言等の役割を担うものとする。

(採択基準)

第8条 本事業の採択に係る基準は次に掲げるものとする。

1 一般的基準

定量的な成果目標が設定され、成果目標の達成に向けた工程が適切に設定されていること。

2 事業別基準

(1) 定住促進事業

ア 産業活性化事業

- ① 戦略産品開発事業は、離島の産品を利用する事業で、地域における新たな雇用の創出又は労働需要の増加に寄与するものであること
- ② 輸送支援事業は、離島から本土に移出する際の輸送及び本土から離島へ移入する際の輸送が対象であって、地域における新たな雇用の創出又は労働需要の増加に寄与するものであること
- ③ 企業誘致等促進事業は、離島への企業誘致に繋がる事業であって、地域における新たな雇用の創出又は地域経済への波及効果が見込める取組であること

イ 定住誘引事業（定住情報の提供）

島の人口減少の抑制又は島への移住人口の増加等に寄与する事業であること

ウ 流通効率化事業

- ① 対象機材等を活性化計画に基づき異なる業種の複数の者が共同で利用すること
- ② 対象品目が、活性化計画に基づき離島において移出入される物品であること
- ③ 対象機材等については、個々の機材の規模、機能等が離島振興計画に沿ったものであり、かつ事業の効果が明確に期待されるものであること

エ デジタル技術等新技術活用促進事業

デジタル技術等の新技術を活用する事業で、地域の課題解決に繋がるものであること

オ 小規模離島等生活環境改善事業

日常生活に必要な機能が存在しない場合又はそれに準ずる場合にそれらを補完する事業であること

カ 安全安心向上事業

離島の防災機能強化に資するものであること

(2) 交流促進事業

離島と他の地域との交流を通じて、交流人口・関係人口の拡大に寄与する事業であること。また、島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進事業は、事業実施後においても当該事業が市町村等において継続して実施される可能性が高いものであること。

(新規採択時評価)

第9条 都道府県又は市町村は、対象施設等の整備において、1件当たりの本事業の総事業費が50,000千円を超える事業については、国土政策局長が別に定める新規事業採択時評価実施要領細目(別紙)により、新規採択時評価を実施するものとする。

(他の事業との調整)

第10条 本事業の実施に当たっては、地域内の国及び地方公共団体等による各種施策や公共施設との調整を図るものとする。

(事業の内容)

第11条 国は予算の範囲内において、事業実施主体が活性化計画に基づいて行う本事業に要する経費につき、その1/2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。なお、事業実施主体が民間団体の場合の交付率は1/3以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。ただし、流通効率化事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その1/2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。また、特定有人国境離島地域における輸送支援については、その6/10以内を都道府県又は市町村に交付するものとし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。

2 都道府県は、国が交付する補助金を財源の全部又は一部として、当該補助金の交付の目的に従って、市町村又は民間団体が実施する事業に補助金を交付することができる。

3 市町村は、国が交付する補助金を財源の全部又は一部として、当該補助金の交付の目的に従って、民間団体が実施する事業に補助金を交付することができる。

4 都道府県又は市町村は、上記第2項及び第3項の規定により補助金を交付する場合は、国土交通省所管補助金等交付規則第5条に規定する事項に準じた条件を付さなければならない。

5 本事業の実施期間は、原則として3年以内とする。ただし、第3条(1)ア②に定める輸送支援については、雇用の創出の状況等を踏まえ、国が必要と認めた場合及び第3条(2)ウ島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進における離島留学は、3年を超えて継続することができる。

6 本事業の対象となる工事費の算定に当たっては、都道府県又は市町村において使用されている単価及

び歩掛りを基準として都道県知事又は市町村長が認めた当該地域の実情に即した適正な現地実行価格によるものとする。

7 自力及び他の補助によって実施中の事業を切替えて本事業の対象とすることは認めないものとする。

(事業実施後の措置)

第12条 都道県又は市町村は、本事業の全てが完了したときは、都道県が活性化計画を作成した場合は、その旨を国土交通大臣に報告するものとし、市町村が活性化計画を作成した場合は、完了した旨を都道県に通知するものとする。都道県は、市町村から通知を受けた場合は、これを国土交通大臣に報告するものとする。

2 都道県又は市町村は、本事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するものとする。対象施設等の利用状況等が低調である場合、都道県又は市町村は、その要因を分析し、対象施設等の運営方法や利用形態等の改善について、当該対象施設等の利用に係る活性化計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

(事後評価等)

第13条 都道県又は市町村は、目標年度の翌年度において、活性化計画に定められた目標の達成状況等について、自ら評価を行う。都道県が自ら評価を行った場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。市町村が自ら評価を行った場合は、都道県に通知するものとする。都道県は、市町村から通知を受けた場合は、これを国土交通大臣に報告しなければならない。

事後評価の結果、目標の達成状況が低調である場合、都道県又は市町村は、その要因を分析し、推進体制の見直しなど目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成する。都道県が改善計画を作成した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。市町村が改善計画を作成した場合は、都道県に通知しなければならない。都道県は、市町村から通知を受けた場合は、これを国土交通大臣に報告しなければならない（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

2 事業実施主体は、改善計画に従い、目標の達成に努めなければならない。

3 国土交通大臣は、目標の達成が見込まれない都道県又は市町村に対して、重点的に指導、助言等を行うものとする。

(補助金の適正な執行の確保)

第14条 事業実施主体が民間団体の場合、都道県又は市町村は本事業の実施について総括的な指導・監督を行うとともに、必要に応じて、関係機関または関係団体からの意見の聴取等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な本事業の執行を確保するものとする。

2 国は、本事業の実施について、総合的な推進体制を整備し、助言、指導その他の必要な援助を行うものとする。

3 国は、本事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、国土政策局長が別に定める離島活性化交付金事業実施要領によるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成25年5月20日から施行し、この要綱による規定は、平成25年度予算の成立の日から適用する。
- 2 平成25年度において、第11条第7項の「自力及び他の補助によって」は「平成25年3月末以前に自力及び他の補助（離島活性化事業を除く）によって」と読みかえるものとする。

(附則)

この要綱は、平成26年2月6日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年2月3日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年1月28日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の実施要綱第3条（1）ウ①及び（3）アの規定による事業であつ

て、令和4年度補正予算により実施する事業については、令和5年度に限り、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

離島活性化交付金事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目について

第1 評価を実施する事業の単位

原則として、事業採択を行う際の「対象施設等」を1つの事業単位とする。

第2 評価の実施及び結果等の公表

1. 評価の実施手続

(1) 評価の実施主体

評価は国土交通省国土政策局離島振興課が行う。

(2) 離島活性化交付金事業における評価資料の作成主体

地方公共団体は評価に係る資料の作成を行う。

(3) 評価に係る資料

評価に係る資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じて資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②別表「事業評価調書」の作成に必要な資料

2. 評価結果、対応方針等の公表

国土交通省の「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領第4の2で定める評価結果の公表は、国土交通本省における閲覧等により行うものとする。

第3 評価の方法

評価は、別表「事業評価調書」を用いて行うものとする。

第4 本細目は、平成25年5月20日より施行する。

別表

事業評価調書

事業名								担当局課		
事業期間								担当者		
施設の種類の										
	島名(県名等)									
	島の面積									
	人口の推移(人) 伸び率									
	就業者数推移(人) 伸び率									
	島へのアクセス									
事業の目的										
事業計画		全体事業費	総事業費	負担区分					補助対象外 事業費	着工(予定)
	〇〇年度	千円	千円	国庫補助金 千円	都道府県 負担金 千円	市町村負担額				千円
					一般財源 千円	起債 千円	その他 千円			
施設の規模 及び構造	補助対象施設					補助対象外施設				
	施設名		施設内容			施設名		施設内容		
当該施設 へのアクセス										
離島振興計画に おける本事業の 位置付け										
評 価	1 主観的事業評価(地域の振興、アイデンティティの保持・確立あるいは存続のために必要な事業か、創意工夫により自立的かつ持続可能な発展に寄与する事業か)									評価
	① 地域の特性(オンリー・ワン性)が十分に発揮されるか									
	② 地域の経済・社会・産業構造に合致したものであるか									
	③ 事業のマネージメント体制(維持・管理・運営等)があるか									
	④ 事業の展開について地域の合意がなされているか									
	2 社会的事業評価(離島の流通の促進に資する事業か)									評価
	① 地域と地域外との流通に寄与するか									
	② 直接・間接に地域に適切な効果及び影響を与えるか									
	③ 島民の生活、生活の質の維持・向上に寄与するか									
	④ 離島に貢献する事業か									
	3 客観的事業評価(適切な効果や収益の期待できる事業か)									評価
	① 原則的に独立採算で、事業の実施計画及び収支計画があるか									
	② 関連法令や上位計画、関連事業との整合性はあるか									
	③ 新規雇用や特産物販売等の増加等、地域活性化のための事業方針があるか									
④ 事業や離島に対する国民の理解増進のための事業方針があるか										
合計									0	
総合評価結果(達成率(%)) /24 × 100 = (%) (評価は2点、1点、0点)										